

群馬県介護職員処遇改善支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 群馬県介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、群馬県が、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員を対象に、賃金改善を行う介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業所等」という。）に対して、当該賃金改善を行うために必要な経費を補助することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、令和4年4月1日老発0401第3号厚生労働省老健局長通知の別紙「令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱」に基づき、介護サービス事業所等が行う賃金改善の事業を対象とする。

2 前項の介護サービス事業所等は、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- 四 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- 五 自己、自社若しくは第三者の不正に利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 六 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- 七 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- 八 暴力団員と密接な交友関係を有する者

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。

交付額＝ $a \times b \times c$ （1円未満の端数切り捨て）

- a 一月当たりの介護報酬総単位数（基本報酬サービス費に各種加算減算を加えた単位数をいう。ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年2月サービス分以前の過誤調整分は含まない。））
- b 1単位の単価
- c サービス別加算率（別紙1）

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。

- 二 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - 三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - 四 事業に係る関係書類の保存については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- 2 この事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（申請手続）

第6条 この補助金の交付の申請は、別紙様式1-1及び1-2による介護職員処遇改善支援補助金計画書を別に知事が定める日までに提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定に基づく交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第5条に規定する事項を条件に補助金の交付を決定し、事業者に通知するものとする。

（事業の変更）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続に従い、別紙様式1-1及び1-2による介護職員処遇改善支援補助金計画書を別に定める日までに再提出することにより行うものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 事業者は、第5条第1項第2号の規定により事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別紙様式第2号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 事業実績の報告は、別に知事が定める日又は令和5年1月末日のいずれか早い日までに、別紙様式3-1及び3-2による報告書を知事に提出して行わなければならない。

（補助金の額の確定等）

第11条 知事は、前条による実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容の審査及び必要により現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めるときは、当該事業に係る補助金の額を確定し、通知するものとする。

- 2 前項による補助金の額の確定は、第13条の規定による交付決定の取消しを妨げないものとする。

（交付の方法）

第12条 知事は、第4条に基づき算定した交付額を概算払し、前条による額の確定後、精算する。

（交付の決定の取消し）

第13条 知事は、規則第13条第1項及び第2項に定めるもののほか、事業者が次のいずれ

かに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱に違反したとき
- 二 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、群馬県暴力団排除条例第7条に抵触するとき
- 三 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき

(補助金の返還)

- 第14条 知事は、交付すべき補助金の総額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずるものとする。
- 2 前条の規定により交付の決定を取り消されたときは、当該補助金を知事の定める期限内に返還しなければならない。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。